

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和4年7月29日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和4年12月9日から令和5年1月10日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年12月9日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ桜馬場店
所在地 周南市桜馬場三丁目16番
- 2 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。